



企業版ふるさと納税を活用した公民協働による 「社会的備蓄」の推進について（ご提案）

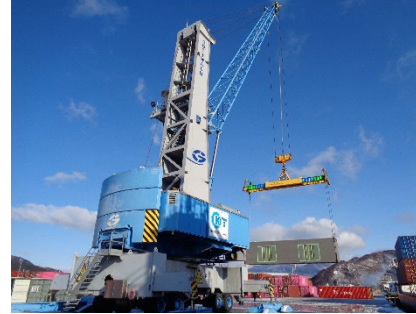
～木造モバイル建築の活用と地域振興について～

一般社団法人日本モバイル建築協会



一般社団法人日本モバイル建築協会について

団 体 名	一般社団法人日本モバイル建築協会
設 立	2021年5月6日
本 店 所 在 地	東京都千代田区内神田2丁目12-1
研究開発センター	茨城県猿島郡境町内門600-1



顧 問	御 厨 貴	東京大学名誉教授
代 表 理 事	長 坂 俊 成	立教大学教授(リスク学・防災危機管理)
理 事	木ノ下 勝 矢	レスキューサポート九州 理事・事務局長
理事・事務局長	小 島 誠 一 郎	一般社団法人地域情報共創センター代表理事
監 事	宮 本 聖 二	立教大学特任教授
技 術 ア ド バ イ ザ ー	青 木 謙 治	東京大学准教授(木質構造学)
	川 口 淳	三重大学准教授(建築構造学)
	高 口 洋 人	早稲田大学教授(都市環境工学)
	高 橋 治	東京理科大学教授(建築構造学)
	中 野 晋	徳島大学特命教授(リスクマネジメント・地域防災学)





一般社団法人日本モバイル建築協会について

目的・事業概要

当法人はモバイル建築の研究開発及び公民協働による社会的備蓄の普及を通じて、国難級の災害時における居住福祉の改善並びに新型コロナウイルス禍以降の新しいワークライフスタイルに即した国民生活の向上と地方創生に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- ① モバイル建築に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- ② モバイル建築のオフグリッド化に関する技術の調査研究、開発、試験検証
- ③ モバイル建築に関する安全性、住性能、環境性能に関する審査、認定、相談、指導
- ④ モバイル建築に関する知的財産権管理
- ⑤ モバイル建築の普及のための広報、展示、教育、研修
- ⑥ モバイル建築の技術的・制度的課題解決のための国・地方公共団体等への提案、協力
- ⑦ モバイル建築の社会的備蓄に関する制度やビジネスモデルの調査研究、指導
- ⑧ モバイル建築の社会的備蓄の平時運営支援および災害時運用支援に係る情報プラットフォームの構築・運用
- ⑨ モバイル建築の災害時運用に係る地方公共団体への調整、あっせん、仲介、支援
- ⑩ モバイル建築・住宅の減災・免災に関する研究開発と普及
- ⑪ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

「モバイル建築」について（主な概要）

ボックスユニット方式



大型パネルユニット方式



写真提供: ウッドステーション株式会社

- ◆ 工場で製造した建築ユニットを、ユニット単位でトラック等に積載・輸送し、迅速に建設・移築することを繰り返し行うことができる建築物の総称。
- ◆ 全国に存在する地場の工務店でも製造できること、また、国産材の使用比率を高めていきたいことから、日本モバイル建築協会としては、国内流通材を活用した、木造での建築を推奨している。
- ◆ ユニットの規格化し複数のユニットを連結・積層することで、様々な間取りや規模、用途、階数の建築物が構成できる。
- ◆ 使用目的が達成され、次の場所に移築し、再利用する際に、解体廃棄物がほぼ発生しないため、環境負荷の軽減と高い経済性を有する。

【性能と品質】

- 本設の恒久仕様: 一般住宅と同等以上の安全性、耐久性、断熱性を有する。
- 高い遮音性、環境性能を有する。
- 耐震等級3
- 断熱等級5～6相当（新潟県5地域又は北海道ZEH水準）



【参考】過去の震災時に発生した住家被害と応急仮設住宅供給戸数

住家被害と応急仮設住宅供給戸数

		阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	新潟中越地震 (H16.10.23)	東日本大震災 (H23.3.11)
住家被害	全壊	104,906棟 (※1)	3,175棟 (※2)	127,291棟 (※3)
	半壊	144,274棟 (※1)	13,810棟 (※2)	272,810棟 (※3)
	合計 (全壊・半壊)	249,180棟	16,985棟	400,101棟
応急仮設住宅	応急仮設住宅 (建設分)	48,300戸	3,460戸	53,194戸 (※4)
	応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)	139戸	174戸	68,645戸 (※5)
	合計 (建設・みなし分)	48,439	3,634戸	121,839戸

【東日本大震災(2011年)】
プレハブ等で建設された応急仮設住宅
(全ての仮設住宅の建設が完成するまで:約8か月)

応急仮設住宅	応急仮設住宅 (建設分)	53,194戸 (※1)
	応急仮設住宅 (みなし仮設住宅)	68,645戸 (※2)
	合計 (建設・みなし分)	121,839戸

(※1) 2014年(平成26年)3月1日時点
(※2) 2012年(平成24年)3月30日時点

(※1) 阪神・淡路大震災について(確定報)消防庁(H18.5.19)
(※2) 平成16年(2004年)新潟県中越地震(確定報)消防庁(H21.10.21)
(※3) 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第149報)(H26.3.7)
(※4) 平成26年3月1日時点
(※5) 平成24年3月30日時点
資料:「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」平成24年5月 国土交通省住宅局住宅生産課 より加筆・修正

内閣府「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」中間取りまとめ参考資料より作成



【参考】大規模災害の被害想定から算出した応急仮設住宅の必要量の推計

【応急借上住宅供与戸数(可能な限り賃貸用空き家に対応した場合)及び応急建設住宅必要戸数】

- 既存住宅ストックを活用した応急借上住宅は建設型に比べ短期間で提供が可能である。
東日本大震災においては、全壊・半壊併せて約40万戸の住家被害が発生し、約12万戸の応急仮設住宅が提供されたが、そのうち、応急借上住宅は約7万戸。
- 首都直下地震では約66万～94万戸、南海トラフ巨大地震では約105万～205万戸の応急仮設住宅が必要になると見込まれる。
- 可能な限り賃貸用の空き家を活用する場合、首都直下地震の被害が想定される地域では約87万戸、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域では約121万戸の民間賃貸住宅を応急借上住宅として活用することとなり、自治体の事務手続きの負担は膨大になると想定。
- 応急仮設住宅の必要戸数について可能な限り賃貸用の空き家を活用したとしても、首都直下地震では、東京都において約8万戸、南海トラフ巨大地震では、中部地方で約37万戸、四国地方で約25万戸、近畿地方で約19万戸、九州地方では約4万戸の応急建設住宅が必要。

首都直下地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※1	応急借上住宅 供与戸数※2	応急建設住宅 必要戸数※3	南海トラフ 巨大地震	応急仮設住宅 想定必要戸数	賃貸用の住宅 空き家戸数※1	応急借上住宅 供与戸数※2	応急建設住宅 必要戸数※3
次城県	3,754	79,100	3,754	—	関東地方	47,907	1,350,600	47,907	—
栃木県	207	62,200	207	—	中部地方	743,849	445,700	377,788	366,061
群馬県	239	59,600	239	—	近畿地方	705,123	561,900	517,241	187,882
埼玉県	110,114	170,300	110,114	—	中国地方	107,628	176,300	107,628	—
千葉県	69,473	159,500	69,473	—	四国地方	338,689	92,800	92,800	245,889
東京都	567,050	489,600	489,600	77,450	九州・沖縄地方	109,486	323,700	65,030	44,456
神奈川県	192,906	248,400	192,906	—	計	2,052,680	2,951,000	1,208,394	844,288
山梨県	5	30,000	5	—					
静岡県	5	110,600	5	—					
計	943,753	1,409,300	866,303	77,450					

※1…総務省「平成25年住宅土地統計調査」(腐朽・破損なしの戸数)

※2…可能な限り賃貸用空き家に対応した場合で各県ごとの戸数を合計したもの。実際には、既存の空き家が全て応急借り上げ住宅として活用できるわけではない。

※3…ブロック内で必要戸数を確保しようとする場合。

南海トラフ地震については、平成15年当時に既往最大として想定したM8.7をレベル1の地震、四国全域と中部・近畿・九州の一部が震源域に入る理論上最大のM9.0をレベル2の地震とした場合に、より現実的なレベル1の地震の際に被害をゼロにするような対策を講じ、その際に最低限必要となる需要に基づいた住まいの確保策を検討する必要があるのではないかと指摘があった。南海トラフ地震について、より現実的なレベル1の地震の際の全壊棟数は約49万～96万棟と推計されている。

内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会」論点整理参考資料より



【参考】南海トラフ地震による仮設住宅の不足数予測

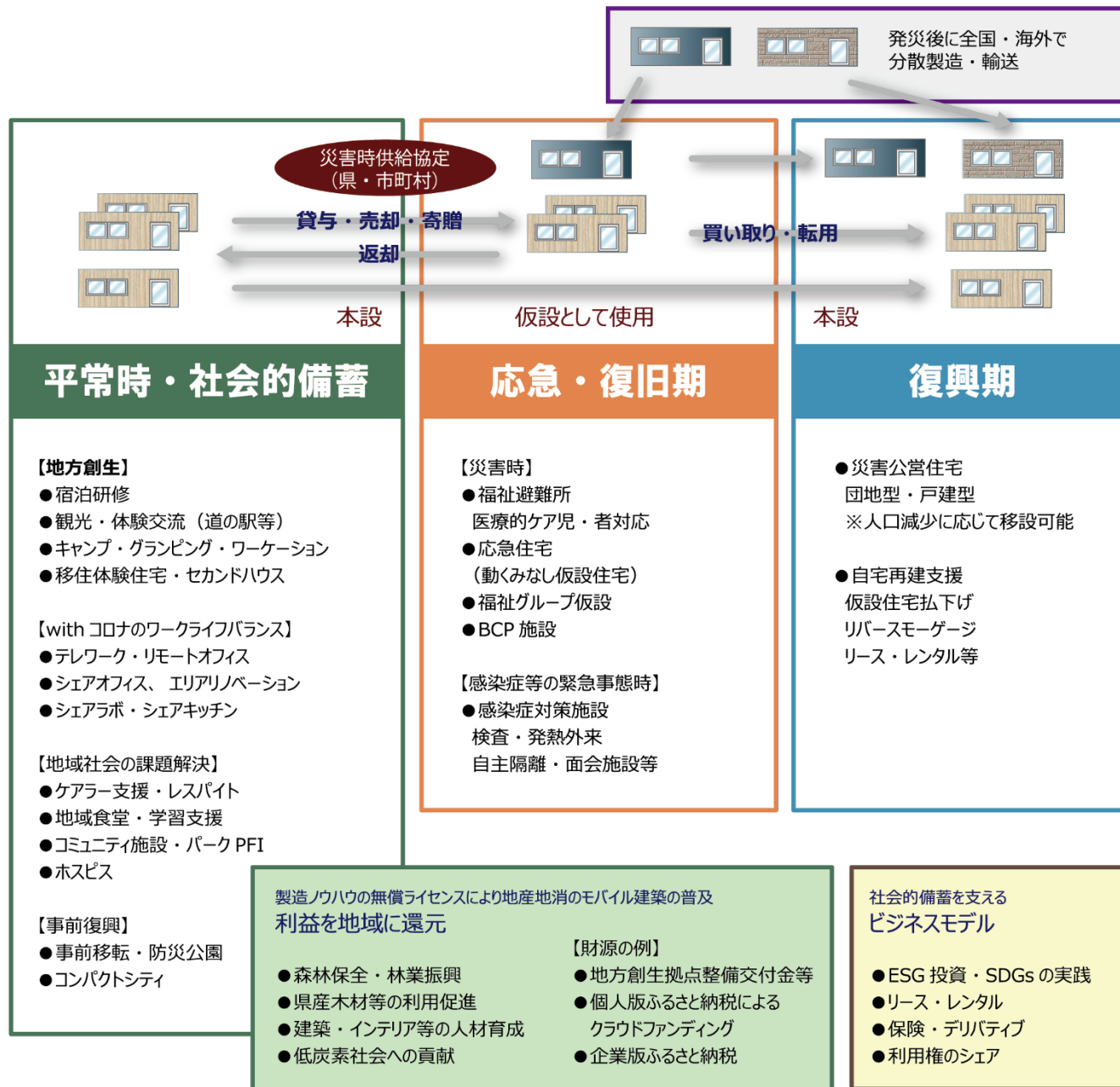
	都道府県名	必要戸数	供給可能戸数	不足戸数	【参考】 次の住まいを 見つけられない人
1	愛知県	395,000戸	97,200戸	297,800戸	693,600人
2	大阪府	471,000戸	187,200戸	283,800戸	606,400人
3	静岡県	223,000戸	55,300戸	167,700戸	410,700人
4	三重県	129,000戸	18,000戸	111,000戸	264,600人
5	高知県	114,000戸	6,100戸	107,900戸	236,700人
6	愛媛県	119,000戸	18,400戸	100,600戸	223,300人
7	和歌山県	101,000戸	11,400戸	89,600戸	209,500人
8	徳島県	70,000戸	9,900戸	60,100戸	140,300人
9	宮崎県	49,000戸	13,300戸	35,700戸	81,200人
10	京都府	63,000戸	36,100戸	26,900戸	58,300人
11	奈良県	35,000戸	16,100戸	18,900戸	45,900人
12	香川県	30,000戸	16,100戸	13,900戸	32,500人
		1,799,000戸	485,100戸	1,313,900戸	3,003,000人

専修大学 佐藤慶一教授による試算（2023年2月25日情報）を元に日本モバイル建築協会で加筆）



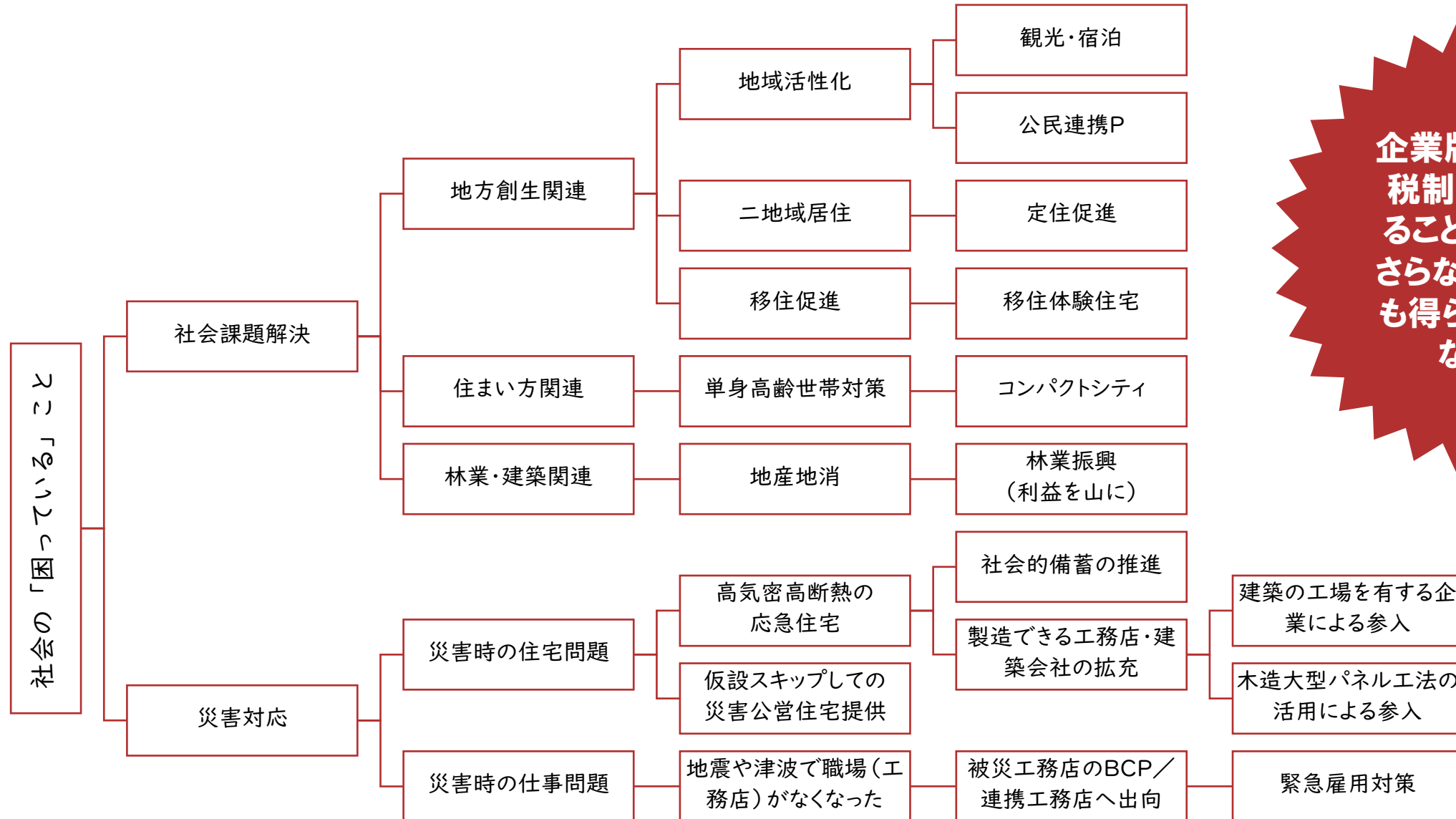
モバイル建築を活用した 「社会的備蓄」について

- 「社会的備蓄」は、災害のための備蓄をしながら、平常時には地域の施設として活用する考え方。
- 平常時は地方創生等に資する社会資源として、自治体や民間が使用収益をし、地域課題の解決に資することを第一目的に活用しつつ、国難級の災害時には、被災地に移設させたり、広域疎開の受入等含め、被災者のための住居問題や、被災生活におけるQOL (Quality Of Life) の向上を両立させるための取り組み。





「モバイル建築」が解決する社会課題の代表例

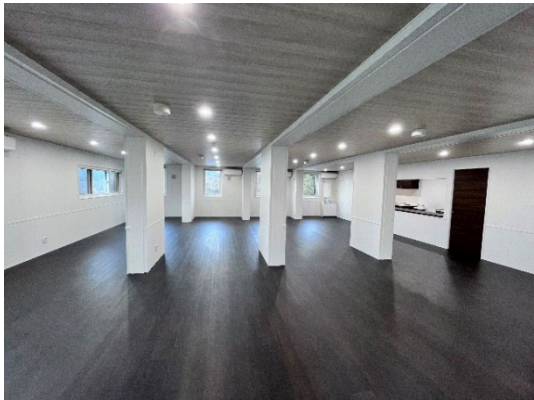


企業版ふるさと納税制度を活用することができればさらなる相乗効果も得られるのではないか？



企業版ふるさと納税に関する取り組み

〔例1〕 滞在型多目的交流施設(テレワーク等でも利用可)



〔写真:すべて三重県南伊勢町〕

企業版ふるさと納税に関する取り組み

〔例2〕 放課後児童クラブ



〔写真：茨城県境町〕



〔写真：愛知県常滑市〕



〔写真：岩手県大船渡市〕



〔写真：愛知県常滑市〕

その他、モバイル建築×企業版ふるさと納税で活用出来ること(代表例)



ワーケーション	テレワーク	滞在型テレワーク センター	コワーキング スペース	貸別荘	定期借家型 シェアハウス
キャンプ場の コテージ・ グランピング	コンパクトシティ の新規形成	宿泊研修施設	移住体験住宅	他地域居住施設	スポーツ施設の クラブハウス
放課後児童クラブ	地域食堂	高校生による チャレンジキッチン チャレンジショップ	高齢者単身独居 対策	介護・福祉 関連施設	公園内収益施設
コミュニティカフェ	ドライバーの宿泊 休憩施設(道の駅、 SAPA等)	農家民宿・ 農家カフェ	アグリツーリズム	グリーンツーリズム	etc...



①企業にとってのメリットの設定・提供

- SDGsやESG (Environmental, Social, Governance) への寄与・目標達成に向けた取り組み
- 会社の成長に寄与いただいた全国の地域に対する恩返し
- 地方創生を通じて地方が活力を取り戻す事による、次のビジネス創出の可能性が生まれる

②企業版ふるさと納税で出したい・出せると思わせられるテーマの設定・提案

- 国難級災害に備え、かつ、地方創生での活用をすすめるための『社会的備蓄』へ賛同いただける自治体様の募集
- とある1企業による大規模な拠出による事業遂行モデルだけではなく、小さな金額しか拠出できない企業でも取り組み可能な『社会的備蓄』のためのテーマ設定を頂ける自治体様の募集

③正しい企業版ふるさと納税の活用の仕方のレクチャー

- 先行受入の協力をいただいている自治体首長様及び企業版ふるさと納税担当者から説明をしてもらう
- ブレーキがかかる内容に対してのアドバイス等（次頁参照）



自治体様

- ・「社会的備蓄」への賛同と受入体制の整備（各種交付金との組み合わせや、独自に整備が必要なケースもある）
- ・自治体主導での地域課題解決（過疎集落、高齢一人暮らし＆家の相続者がいなくなる事による空き家問題、公営住宅老朽化、等々）→コンパクトシティ化、リバースモーゲージ等を組み合わせた、次の100年を見越した地域計画の実施。

日本モバイル建築協会

- ・「社会的備蓄」の推進と導入自治体が増えることによる、災害時及び災害発生後の「住」問題の解決への寄与
- ・地方が元気になり、金が回る仕組みが活発化することによる、地域活性化への寄与
- ・日本の森林活用 × 国産材の理想的な活用 × 新しい資材＆人材＆技術の活用 による、地域を元気にする仕組みを広めることへの寄与

拠出企業様

- ・SDGsやESG (Environmental, Social, Governance) への寄与・目標達成に向けた取り組み
- ・会社の成長に寄与いただいた全国の地域に対する恩返し
- ・企業のPRや、新たなパートナーシップの構築の実現
- ・地方創生を通じて地方が活力を取り戻す事による、次のビジネス創出の可能性が生まれる

会員企業や提携企業と一緒に、社会的備蓄に賛同いただき、現金納付を検討頂ける企業へのアプローチを実施中。

ご清聴ありがとうございました



これらの取り組みに対し、ご興味・ご関心を持っていただいた自治体様がございましたら、下記フォームまでお願い致します。

**ご質問・お問い合わせはこちらから
一般社団法人日本モバイル建築協会
<https://mobakyo.or.jp/contact/>**